

表-13.1(3) 評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要

該当箇所		相違の概要
第6章	6.12.2 海域生態系	(2)予測,(3)評 価 p6-12-348 p6-12-353,354 機械処理設備による赤土等流出防止対策、旅客ターミナルから発生する汚水の処理については、環境保全措置とし、記述を修正した。
	6.14 人と自然との 触れ合いの活 動の場	(3)評価 p6-14-19 事業実施区域内の埋蔵文化財の対策について具体的に記載した。
	6.15 廃棄物 等	(2)予測,(3)評 価p6-15-4,5,8 建設資材の再資源化、伐採樹木の処理能力等について具体的に記載した。
第7章	環境保全措置 等	水の濁り p7-2 機械処理設備による赤土等流出防止対策については、環境保全措置とし、記述を追記した。
		水の汚れ p7-3 旅客ターミナルから発生する汚水の処理については、環境保全措置とし、記述を追記した。
		ズグロミゾゴ イp7-30,31 カンムリワシ、リュウキュウツミの営巣確認調査を追記した。 (国土交通大臣意見(19)への対応)
		ズグロミゾゴ イ、リュウキ ュウツミp7-32 航空障害灯の設置に当たっては、ズグロミゾゴイ、リュウキュウツミの繁殖期を避けて工事を行うことを環境保全措置とし、記述を追記した。
		陸上動物 p7-32 注意看板の設置を環境保全措置とし、記述を追記した。
		ハナサキガエル類等 p7-28,51,59 創出するビオトープへの移動時期等について具体的に記載した。 (国土交通大臣意見(21)への対応)
		カンムリワシ p7-57,58 注意看板の設置、航空障害灯の設置に当たっては繁殖期を避けることを環境保全措置とし、記述を追記した。
		小型コウモリ 類 p7-63 小型コウモリ類の移動経路及び採餌場として創出する緑地について、早期に創出すること、事業による土地改変を段階的に行うこと、A, D洞窟周辺の土地を取得することを追記した。 (国土交通大臣意見(5)への対応)
		小型コウモリ 類 p7-65 工事中の環境保全措置について、具体的に記載した。 (国土交通大臣意見(6)への対応)
		小型コウモリ 類 p7-68~71 小型コウモリ類の環境配慮としてB, C, E洞窟及びA 1及びA 2洞窟の保全対策を具体的に記載した。 (国土交通大臣意見(2)への対応)
		小型コウモリ 類 p7-71 小型コウモリ類の環境配慮として人工洞の設置について具体的に記載した。 (国土交通大臣意見(9)への対応)
		小型コウモリ 類 p7-72 小型コウモリ類の環境配慮としてボックスカルバートの利用の工夫、真栄里ダムのトンネルの工夫について具体的に記載した。